

砥部町告示第 115 号

砥部町お試し移住体験実施要綱を次のように定める。

平成 30 年 7 月 20 日

砥部町長 佐川秀紀

砥部町お試し移住体験実施要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、砥部町への移住を検討している者等が一定期間砥部町内で生活体験を行うため必要な事項を定め、砥部町への定住促進を図ることを目的とする。

(施設)

第 2 条 砥部町お試し移住体験施設(以下「施設」という。)の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(対象者)

第 3 条 施設を借用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 砥部町外在住者であって、砥部町への移住を検討し、町相談窓口へ移住相談をしている者及びその家族
- (2) 世帯主の年齢が入居時において満 40 歳未満であること。
- (3) その他砥部町への移住促進、体験交流又は情報発信に向け町長が特に認める者

(借用の申請)

第 4 条 前条に定める対象者で施設の借用を希望する者は、町長に仮予約するものとする。

2 前項の仮予約は、借用開始予定日の 3 月前の日の属する月の初日から借用開始予定日の 7 日前までに行わなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第 1 項により仮予約をした者は、施設の借用開始前に砥部町お試し移住体験施設借用申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第 5 条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者を借主として決定し、砥部町お試

し移住体験施設貸付決定書(様式第2号。以下「決定書」という。)を交付するものとする。

(契約)

第6条 前条の規定による決定書の交付を受けた借主(以下「借受者」という。)は、借地借家法(平成3年法律第90号。以下「法」という。)第38条に規定する契約を砥部町お試し移住体験施設定期賃貸借契約書(様式第3号。以下「契約書」という。)により町長と締結し、施設を貸付けるものとする。この場合において、町長は、法第38条第2項の規定により契約の更新がないことを、砥部町お試し移住体験施設定期賃貸借契約について(様式第4号)により行うものとする。

(貸付期間)

第7条 施設の貸付期間は別表第2のとおりとし、年度を超えた貸付は行わないものとする。

2 貸付期間は、前項に定めた期間の満了により終了し、延長は認めないものとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 借受者は、一施設の貸付期間満了後、連続して他の施設を借用することができない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

4 貸付期間は、決定書及び契約書において定めるものとする。

(借用料)

第8条 施設の借用料は、無償とする。

2 施設の借用料を除く経費(電気代、水道代、農業集落排水費、飲食費、生活用品・寝具レンタル料、日常の消耗品等に係る費用、交通費等)はすべて借受者の負担とする。

(遵守事項)

第9条 借受者は、町職員の立会のもと施設の原状確認を行い、町職員から施設の鍵を受け取り、当該施設を借用するものとする。この場合において、借受者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設をこの告示の目的以外に使用しないこと。

(2) 施設に住所を移さないこと。

(3) 留守時又は就寝時に施錠する等施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

(4) 鍵を複製しないこと。

(5) 火気の取扱いには十分注意し、寒冷時には水道の凍結防止に配慮すること。

(6) ごみは、決められたルールに従い、ごみステーションへ排出すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
(禁止行為)

第10条 借受者は、施設及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の製造、販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 事業又は営業を行うこと。
- (3) 興行、展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (4) 文書、図書その他印刷物を貼付又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (6) 公の選挙に関し、特定の候補者若しくは政党を支持し、又はこれに反する等の政治的活動その他これに類する行為をすること。
- (7) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 申請書に記載された利用者以外の者を宿泊させること。
- (9) 施設の全部又は一部を転貸、又はその権利を譲渡すること。
- (10) 動物を飼育すること。
- (11) 施設の模様替え又は増改築をすること。
- (12) 町長の承諾を得ずに、施設内に設備及び工作物を設置すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、施設の使用にふさわしくない行為をすること。

(貸付決定の取消し)

第11条 町長は、借受者に前2条の規定に違反する行為があったと認めるとき、正当な理由によらず施設を使用しないとき、又は施設を継続して貸付けることが困難であると認めるときは、第5条の規定による貸付の決定を取消すことができる。この場合において、町長は、砥部町お試し移住体験施設貸付決定取消通知書(様式第5号)により、借受者に対し貸付の取消しを通知するものとする。

(明渡し)

第12条 借受者は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定により貸付決定が取消された場合にあつては、町職員の立会のもと直ちに施設を明渡し、鍵を返還しなければならない。この場合において、借受者は施設の清掃を行い通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該施設及びその敷地を原状回復しなければならない。

2 前項後段に規定する借受者が行う原状回復の内容及び方法については、あらかじめ町長と協議するものとする。

(立入り)

第13条 町長は、施設の防火、火災の延焼、構造の保全その他施設の管理上特に必要があると認めるときは、借受者の承諾を得ずに、町職員を施設内に立入らせることができるものとする。

2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第14条 借受者は、故意又は過失により施設の建物、設備、備品等を破損、汚損又は滅失したときは、速やかにその旨を町長に届出し、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第15条 施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該施設内又は敷地内で発生した事故及び火災について、町長はその責務を負わないものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、施設の借用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	住所	構造等	面積
砥部町営後継者住宅 平団地	砥部町総津 761 番地 1	木造 平屋建 平成元年築	96.64 m ²

別表第2（第7条関係）

名称	貸付可能期間
砥部町営後継者住宅 平団地	連続して30泊31日まで